

2024年4月入学A日程・出題趣旨
広島大学法科大学院

〔憲法〕

表現の自由に関する基本的論点のひとつである性表現規制の合憲性をめぐる問題である。本問については、様々な論じ方があり得るであろうが、例えば、規制対象となる性表現とはどのようなものとして理解すべきかを、規制の保護法益にも言及しつつ明らかにしたうえで（いわゆる定義づけ衡量あるいは範疇化アプローチ）、これに照らして、現行の刑法175条をどう評価すべきかを検討することが考えられる。その際、刑法175条自体を違憲と解する立場もあり得るが、仮に同条自体は違憲ではないと考えるなら、同条にいう「わいせつな…図画を…頒布」するとはどのようなものと解すべきかを先の検討を踏まえて明らかにしたうえで、本件作品を販売することがこれに該当するか否かについて論ずることになる。参考にすべき判例としては、この分野における先例とされる、チャタレイ事件判決（あるいはその後の、「悪徳の栄え」事件判決や「四畳半襖の下張」事件判決）等が考えられる。

〔刑法〕

刑事未成年者を利用した窃盗の事例の解決を目指して、責任能力の概念、間接正犯及び共犯の概念の基礎知識の理解を確認し、これらの基本知識及びその理解に基づき、窃盗罪に關与した背後者の事例の問題解決の論理プロセスを組み立てられるかを問うものである。

〔民法〕

第1問 (1)は契約責任を追及する方法一般を列挙した上で、今回の事実で最もふさわしい方法を選択することができるか、という基礎的な学識を問う問題である。制度を理解していることを前提に、本件事実から適切に無理のない当てはめが求められる。その際は、事実の常識的な理解が求められる（隣地から土地の広さを追完することはできない）。(2)は、無権代理人が本人を相続した場合の履行請求に関する問題である。本人への責任追及又は無権代理人への責任追及があり得る中、法的にどの条文となるのか正確な理解に基づき適切な選択を行うことが求められる。また、悪意の相手方の要保護性に疑問が生じるとしても、無権代理人であった者が自らの行為の責任を負わずに済むという結論が妥当ではないという点も考慮した上で、あり得る論理展開に基づき法的な思考に沿って適切に表現した上で結論を示すことが求められる。

第2問 学説において幾つかの見解が提示されている問題を題材として、論理展開力を問う問題である。したがって、記憶や正誤を問うものではない。初見あるいは学習が不十分な論点であったとしても、法的な思考、即ち、制度の性質や効力という点からの論理展開を試みる、という姿勢を確認するものである。したがって、「べきである」、「とすればよい」のような提案や判断ではない文章作成が求められる。

〔小論文〕

小論文試験は、長文の読解と、それに対する分析能力、思考能力、論述能力等の法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に問う論述式試験である。今回の題材は、知識及び問題解決について述べた著書である。

第1問は、文章中の著者の見解について要約することを求める問題である。解答に際しては、文章全体で表現された著者の考えを正確に読み取り、その要点を的確にまとめて制限字数の範囲内で論述しなければならない。これにより、長文の分析能力及び論述能力を測る。

第2問小問(1)は、文章中で著者が述べる問題解決手法の内容について説明することを求める問題である。解答に際しては、文章中で著者が述べる一定の判断枠組みの内容を正確に理解していることを、自らの言葉で簡潔に論述しなければならない。これにより、長文の分析能力及び論述能力を測る。小問(2)は、文章中で著者が述べる問題解決手法について使いこなすことを求める問題である。解答に際しては、新しく提示された事例において登場人物が置かれた状況を具体的に把握し、著者が述べる問題解決手法を用いて適切に解決すると共に、解決に至る思考過程を明快に論述しなければならない。これにより、思考能力、論述能力及び一定の判断枠組みを使いこなす能力を測る。

なお、本小論文試験は、法律学の知識を前提としたものではなく、法律学の知識の有無、法解釈の能力等を評価の対象とするものではない。